

三喜苑居宅介護支援重要事項説明書

1. 三喜苑居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	三喜苑 居宅介護支援事業所
所在地	鳥取県東伯郡三朝町横手396番地
介護保険指定番号	3171400157
通常のサービス実施地域	倉吉市、東伯郡

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

職 種	員 数	職務内容
管理者	常勤 1名	<ul style="list-style-type: none">・ 本事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、管理・ 介護支援専門員その他の従業者の管理、指導・ その他本事業の業務の統括
介護支援専門員	兼務 1名	<ul style="list-style-type: none">・ 居宅サービス計画の作成及び関係機関との連絡調整・ 訪問調査

(3) 営業日、営業時間

- ・ 営業日：毎週月曜日から金曜日
- ・ 休業日：土曜日、日曜日、国民の祝日、8月13日～8月16日、12月30日～1月3日
- ・ 営業時間：午前8時30分から午後5時30分
- ・ 上記の営業日、営業時間帯の他、電話等により常時連絡が可能な体制を敷き対応いたします。

2. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

居宅介護支援サービスを受けられる前段階として、(1)保険給付申請をしていただき、(2)要介護認定を受けていただきます。

<居宅介護支援サービスの内容>

- (1) 利用者様からのご依頼により、居宅サービス計画の作成を開始します。
- (2) 介護支援専門員が利用者様のご意向に基づき居宅サービス計画の原案を作成します。
- (3) 居宅サービス計画の原案の内容をサービス事業者へ連絡し、調整を行います。

- (4) 居宅サービス計画の原案について、必要があれば修正を行います。
- (5) 居宅サービス計画の内容について利用者様へご説明します。利用者様がその内容に同意されると居宅サービス計画が完成します。
- (6) 居宅サービス計画が各事業所においてきちんと実施されているか等の、居宅サービス実施状況の管理・評価をします。

* 要支援の方は地域包括支援センターの委託にてサービスを提供します。

(7) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者（管理者・田中恵理）

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(8) 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

3. 利用料金

(1) 利用料金

料金名	内 容
居宅介護支援費（1月につき） 要介護1・2 10,860円 要介護3・4・5 14,110円	①居宅サービス計画（ケアプラン）の作成 ②居宅サービス事業者との連絡調整 ③サービス実施並びに利用者状況把握、評価 ④給付管理 ⑤要介護認定申請に対する支援 ⑥相談業務 ＊特別地域加算 基本料金の15%上乗せ
初回加算 （1月につき）3,000円	新規に居宅サービス計画を作成した場合、要介護状態区分が2区分以上変更した場合
通院時情報連携加算 （1月につき1回のみ）500円	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合
入院時情報提供連携加算 （1月につき） 入院した日のうち 2,500円 入院日翌日又は翌々日 1,000円	入院するご利用者の情報を病院等に提供 ＊入院時は入院先の医療機関に、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）の氏名をお伝え下さい。
退院・退所加算 （Ⅰ）イ 4,800円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合 （入院又は入所期間中1回を限度）
（Ⅰ）ロ 6,000円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合 （入院又は入所期間中1回を限度）
（Ⅱ）イ 7,500円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受け場合 （入院又は入所期間中1回を限度）
（Ⅱ）ロ 7,500円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた（内1回はカンファレンスによる）場合 （入院又は入所期間中1回を限度）

(Ⅲ) 9,000 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 3 回以上受けた（内 1 回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）
ターミナルケアマネジメント加算 （1 月につき）4,000 円	末期の悪性腫瘍の利用者宅を訪問し、その状況を把握し、医師及びサービス事業者に提供するなど適切な支援を行った場合
緊急時等居宅カンファレンス加算 （1 月につき）2,000 円	病院の求めにより、病院等の医師又は看護師等と訪問し、カンファレンスを開催し、必要なサービス調整を行った場合

* 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。利用者様の自己負担分はありません。

* 但し保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行いたします。保険者にこの証明書を添付して請求し、償還払いを受けてください。

(2) 交通費

前記 1 の (1) 記載のサービス実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

通常の実施地域から片道 5 km 未満 500 円

通常の実施地域から片道 5 km ~ 10 km 800 円

通常の実施地域から片道 10 km 以上の場合は、1 km につき 100 円加算

(3) 解約料

解約料はいただきません。

(4) 料金のお支払い

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 5 日までに前月分の請求書を交付します。請求書を受け取られてから 10 日以内にお支払いください。

お支払い方法は、1. 銀行振込 2. 現金集金 とします。

4. 当法人の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ・ 本事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- ・ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択

- に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供され、居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
 - ※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。
 - ・ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業、介護保険施設との連携に努めます。
 - ・ 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
 - ・ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
 - ・ 利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。
 - ・ 必要に応じ、利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録します。
- * 上記の他、『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準』を遵守します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

居宅介護支援事業の提供の方法及び内容は次のとおりです。

- ・ 利用者様の相談を受ける場所：利用者宅又は本会の事業所内若しくは関係機関内
- ・ 使用する課題分析表の種類：厚生労働省が定めた課題分析標準項目を具備した分析表
- ・ サービス担当者会議の開催場所：利用者宅又は本会の事業所内若しくは関係機関内
- ・ 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低1ヶ月に1回

(3) サービス利用に当たっての留意事項

居宅介護支援の提供の開始後、もし入院された場合、担当ケアマネジャーの氏名と当事業の連絡先を入院先医療機関に提供してください。

5. サービスに関する苦情・相談

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当 担当 居宅サービス3課 田中 恵理 電話(0858)43-3495
(2) 苦情解決責任者 施設長 藤原 佐智
(3) 苦情解決第三者委員 鳥取県東伯郡三朝町山田269-3 阿部 美知代 電話090-7997-7139 鳥取県東伯郡三朝町今泉291番地 松浦 靖明 電話(0858)43-0663 * 対応時間 9:00~17:00 12/31~1/3 8/13~8/16を除く 当事業所以外に、市町村・国保連の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

6. 当法人の概要

- ・名称 社会福祉法人 福生会
- ・代表者 理事長 谷口 宗弘
- ・所在地 鳥取県東伯郡三朝町横手396番地
- ・電話番号 (0858)43-3322
- ・事業所 鳥取県東伯郡三朝町横手396番地
三喜苑 居宅介護支援事業所
管理者 田中 恵理
 - ・施設・拠点等
 1. 三朝温泉三喜苑 介護老人福祉施設
 2. 三朝温泉三喜苑 短期入所生活介護事業所
 3. 三朝温泉三喜苑 通所介護事業所
 4. ケアハウス三喜苑
 5. 賀茂保育園(三朝町指定管理者)
 6. グループホーム仁の里
 7. 三喜苑西郷通所介護事業所

事業者は、当事業所に関する重要事項を説明するため本書面を2通作成し、事業者及び利用者それぞれ記名押印のうえ各1通を保管します。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づ

いて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 鳥取県東伯郡三朝町横手396番地
社会福祉法人 福生会
理事長 谷 口 宗 弘 印

説明者 三喜苑
印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所
氏 名 印

署名代行者 住 所
氏 名 印

利用者代理人 住 所
氏 名 印